

# 都市計画法施行規則第60条に関する証明

開発許可手続きの不要を証明します。建築する土地が既に開発許可を受けていたり、区画整理事業により整備されていると開発許可を受ける必要はありません。当証明の申請及び開発許可等を要しないものについては下記のとおりです。

## <証明申請について>

都市計画法施工規則第60条の規定に基づく「開発行為又は建築等に関する証明書の交付の申請書」の宇多津町への提出は2部(正本1部、写し1部)でお願い致します。

## 【申請書添付図書】

1. 委任状
2. 位置図(住宅地図等)及び敷地現況図  
(注)作成者の資格、氏名、捺印
3. 配置図(敷地境界、建築物の位置・用途・規模・構造、敷地面積、建ぺい率、容積率等を明示。)  
(注)作成者の資格、氏名、捺印
4. 土地登記簿謄本(登記事項証明書)、公図の写し(敷地境界を朱書きで明示)
5. 敷地求積図
6. 建築物等の各階平面図及び立面図(各室の用途等を明示)  
(注)建築基準法に基づく建築確認申請と同じものを添付すること。  
作成者の資格、氏名、捺印
7. 開発許可等を受けている場合  
ア 開発許可等の許可書・工事完了検査済証の写し  
イ 当該許可申請書添付の土地利用計画図の写し
8. 開発許可を要しない場合  
ア 下表「開発許可等を要しないもの」①～⑪に応じて、必要とする書類  
(注)申請書の「その他」欄に、①～⑪に該当する内容を記入すること。
9. その他町長が必要と認める図書

・申請手数料は¥300円です。

## <開発許可等を要しないものについて>

①	法施行日(注1)前に造成した敷地における建築物の建築
②	都市計画区域に編入される前に造成した敷地における建築物の建築
③	開発許可が必要のない規模(注2)で造成した敷地における建築物の建築
④	都市計画事業で造成した土地における建築
⑤	土地区画整理事業の事業区域内における建築
⑥	市街地再開発事業の事業区域内における建築
⑦	公有水面埋立法による埋立地における建築
⑧	農林漁業を営む者の居住用又は業務用(納屋、畜舎等)の建築物の建築
⑨	政令で定める公益上必要な建築物(駅舎、図書館、公民館、変電所等)の建築
⑩	仮設建築物の新築
⑪	非常災害の応急措置として行う建築

(注意) ①～⑦の土地であっても、新たに土地の区画形質の変更を行う場合は、開発許可が必要です。ただし、規制対象規模未満であるものは除きます。

(注1) 法施行日とは、下表のとおりです。

対 象	
都市計画区域(宇多津町全域)	昭和46年10月20日

社会福祉施設、医療施設等の公益施設の用に供する目的で宅地化された土地	平成19年11月30日
国、県、住宅供給公社等が宅地化した土地	平成19年11月30日

(注2)開発許可が必要のない規模は下表のとおりです。

平成16年5月16日以前		平成16年5月17日以後	
区域	規模	区域	規模
市街化区域	1,000㎡未満	宇多津町全域	1,000㎡未満
市街化調整区域	—		

●問い合わせ先 町建設課  
0877-49-8012